



事務連絡
平成27年9月25日

沖縄県医師会長 様

九州厚生局沖縄事務所長

「妥結率に係る報告書」に係る周知について（依頼）

日頃から医療保険の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）において、これまでにお示しをしているところです。

今年度においては、許可病床数が200床以上である病院について、平成27年10月30日までに地方厚生局長へ報告することとされたことから、別添のとおり、対象となる病院にお知らせすることとしております。

つきましては、貴会におかれましても会員各位に周知方及びご理解ご協力の程をよろしくお願いいたします。

また、報告しない200床以上の病院は、「妥結率の低い保険医療機関」とみなされますので、ご留意願います。





事 務 連 絡
平成27年9月25日

許可病床数が200床以上である
病院開設者 様

九州厚生局沖縄事務所長

「妥結率に係る報告書」について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）において、これまでにお示しをしているところです。

許可病床数が200床以上である病院については、地方厚生局長へ報告が必要となっておりますので、平成27年10月1日から10月30日までの間に、別添の「別紙様式35」により九州厚生局沖縄事務所へご報告いただくようお願い申し上げます。

また、報告しない場合は「妥結率の低い保険医療機関」とみなされますのでご留意願います。

なお、別添の「別紙様式35」につきましては、九州厚生局ホームページにおいてワード様式の電子媒体を掲載しておりますので、こちらもご活用ください。

【九州厚生局ホームページ掲載場所】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

九州厚生局ホームページのトップページより、

申請等手続き>申請・届出等の手続案内>指導監査課・事務所>妥結率に係る報告について へ進んでください。

(お問い合わせ先)

九州厚生局沖縄事務所指導課

担当 比嘉

電話 098-951-3030

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（①）	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（②）	円
妥結率 $(② / ①) \times 100$	%

【記載上の注意】

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。
- 3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

印